第 103 号議案

芦屋市の可燃ごみ処理事務の神戸市に対する事務委託に関する規約の制定 の件

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、芦屋市から可燃ごみの処理事務の委託を受けるに当たり、次のとおり規約を定める。

令和7年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

芦屋市の可燃ごみ処理事務の神戸市に対する事務委託に関する規約 (委託事務の範囲)

第1条 芦屋市は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第252条の14第1項の規定に基づき、芦屋市から搬入する可燃ごみの処理 に関する事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を神戸市に委託 する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、神戸市の条例及び規則その他の 規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(経費の負担)

- 第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費(以下「委託費」という。)は、 芦屋市の負担とする。
- 2 前項の委託費の額及び交付の時期は、神戸市長が芦屋市長と協議して定める。この場合において、神戸市長は、あらかじめ、当該委託費の額の見積に関する書類を芦屋市長に送付しなければならない。

(予算への計上)

第4条 神戸市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、神戸市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 神戸市長は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表した ときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を芦屋市長に通知するもの とする。 (連絡会議)

第6条 神戸市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、 芦屋市長と年1回定期に連絡会議を開くものとする。ただし、神戸市長又は 芦屋市長のいずれかが必要と認めるときは、臨時に連絡会議を開くことがで きる。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務について適用される条例等の全部又は一部が改正された場合 においては、神戸市長は、直ちに改正後の当該条例等を芦屋市長に通知しな ければならない。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な 事項は、神戸市長及び芦屋市長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和7年3月31日までの間で、神戸市長及び芦屋市長が協議して定める日から施行する。

理由

地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用することとされる同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方自治法 ぬきがき

(協議会の設置)

第 252 条の 2 の 2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 「略]

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

$4 \sim 6$ 「略]

(事務の委託)

第 252 条の 14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の 事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又 は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 [略]

3 第 252 条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

【第 103 号議案「芦屋市の可燃ごみ処理事務の神戸市に対する事務委託に関する規約の制定の件」の概要】

1 規約制定の理由

芦屋市から可燃ごみ処理の事務委託を受けるに当たり、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき規約を定めるもの。

2. ごみの広域処理についての基本的な考え方

芦屋市とのごみの広域処理は、圏域全体の脱炭素・環境負荷低減に寄与する ものであり、これを実現することは、圏域における政令指定都市としての役割 りを果たすことであると同時に、ごみ焼却に伴う売電収入により、神戸市財政 に効果をもたらすものである。

3. 広域処理業務の概要

- ・芦屋市域で発生する可燃ごみを神戸市で焼却する。
- ・ 芦屋市は、神戸市内に芦屋市のパッカー車等が多数流入しないように、芦屋 市内で大型車両に積み替えて運搬を行う。
- ・ 芦屋市は、運搬先や経路・時間について、神戸市の計画・指示に基づいて運搬する。
- ・神戸市は、市内の焼却処理施設全体で受入れを行うが、最も発電効率の高い 港島クリーンセンターを主たる受け入れ先として連携を開始する。
- ・ごみ焼却に伴う売電収入は神戸市の収入とする。
- ・災害時でも神戸市・芦屋市のごみを安定して処理できるよう、両市の連携体制を構築する。また、大規模な災害等には国・県とも連携して処理する。

4. 事務の委託の時期

令和12(2030)年度以降の開始を予定

5. これまでの経緯と今後の予定

議会の審議を経て2市間協議書を締結し、芦屋市内に、ごみを大型車に積 み替える中継施設を整備した後に広域処理を開始する。

令和 5 (2023) 年 10 月~	神戸市と芦屋市による事前協議実施
令和 6 (2024) 年 9 月~	広域処理の連携に関するパブリックコメント
令和 6 (2024) 年 11 月~	意見に対する神戸市の考え方を公表
令和 7 (2025) 年 2 月~	規約議案の審議
	2 市間協議書の締結
令和 7 (2025) 年度以降	広域連携に必要な施設等の整備 (芦屋市)
令和 12 (2030) 年度以降	広域処理開始

可燃ごみ処理連携

の流

n

〔連携の目的〕

〔連携のポイント〕

- ◆地球温暖化対策・循環型社会の形成を推進
- ◆持続可能な社会(SDGs)の推進

- ◆高効率なエネルギー回収
- ◆既存施設の効率的な使用

神 芦 戸 市 屋 市 [パイプライン] 〔持込みごみ〕 [収集ごみ] [持込みごみ] ごみの出し方は [収集ごみ] 大型車に積み替えて運搬 芦屋市環境処理センター 神戸市クリーンセンター(ごみ焼却施設) (積み替え施設に改修)

〔芦屋市から神戸市クリーンセンターへごみを運ぶときのルール〕

- ◆大型車に積み替え、<u>運搬台数を減らす</u>(約 15台/日)
- ◆できるだけ<u>住宅街を通らず<mark>有料道路を使用する</mark></u> (阪神高速湾岸線南芦屋浜 IC から、<u>指定ルートを</u>使用)
- ◆<u>運搬先</u>及び<u>搬入時間は、神戸市の計画</u>に従う (運搬先の現在の運用に準ずる)